

私道に下水道を設置するには

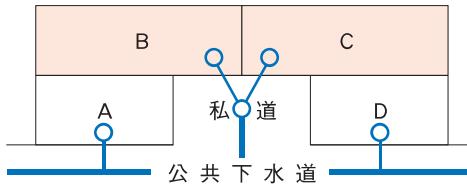
私道公共下水道設置制度

一定の条件を備えている場合に、市費で、私道に公共下水道を設置します。

布設の要件は

- 私道のみに面している家屋が、2戸以上あること。（集合住宅の場合は1棟を1戸と、複数の家屋でも所有者が同じ場合は1戸とみなします。）
- 私道の幅員が、2.7メートル以上であること。
- 私道の利害関係者（所有者など）全員の承諾が、得られること。
- 私道の一端が、既に公共下水道の布設されている公道または私道に接続していること。
- 工事完了後、使用者全員が速やかに宅内の水洗化工事をすること。

【例】私道に設置する場合



- 対象…B、C
- AとDは、面前の公共下水道に直接流せるので原則として、対象になりません。

手続きは

- 最初に下水道調整課にご相談ください。市で現地調査等を行い、条件に合っている場合に、正式に申請していただきます。

設置及び設置後の管理は

- 仙台市で行います。

<その他>

- 水道工事又はガス工事を同時に行いたい場合は、その旨を水道局又はガス局にお申し出ください。
詳しくは、水道局コールセンター ☎ 748-1111(代表)
ガス局 ☎ 256-2111(代表)まで。

共同排水設備補助制度

幅員が2.7メートル未満の私道や他人の宅地を通して、共同で排水設備を設置する場合に、工事費を補助します。

補助の要件は

- 利用家屋が2戸以上あること。（集合住宅の場合は1棟を1戸と、複数の家屋でも所有者が同じ場合は1戸とみなします。）
- 私道の利害関係者（所有者など）全員の承諾が得られること。
- 工事完了後、使用者全員が速やかに宅内の水洗化工事をすること。
- 設置及び設置後の管理は申請代表者で行うこと。

補助額は

- 工事費の8割。ただし、ポンプ施設については、全額補助します。

手続きは

- 最初に公認業者または下水道調整課にご相談ください。市で現地調査等を行い、条件に合っている場合に、正式に申請していただきます。

水洗化困難箇所ポンプ施設等設置工事費補助制度

水洗化困難箇所にある私道または宅地において、ポンプ施設による水洗化を行おうとする家屋の所有者に対し、工事費を補助します。

私道共同排水設備引取りについて

私道共同排水設備を引取ることにより、市民サービスの向上と適切な管理に寄与することを目的とします。引取り要件がありますので確認願います。

◎お問い合わせは下水道調整課管路係へ ☎ 214-8816